

(別紙1)

## やっしろヘルスツーリズム計画策定事業業務委託仕様書

### 1 委託業務名

やっしろヘルスツーリズム計画策定事業

### 2 履行期間

契約締結日から令和2年2月28日(金)まで

### 3 委託業務の内容

#### (1) マーケティング調査

##### ① 現状調査

既存の地域資源や事業の棚卸調査、八代市ブランド力調査、国内外の事例調査及び現時点での事業仮説を把握すること。

(ア) 既存の地域資源や事業の棚卸調査

(イ) 八代ブランド力調査

1. Web アンケート実施/回収 (500 サンプル以上)

2. 集計/考察/まとめ

(ウ) 国内外の事例調査

1. 健康まちづくりの事例調査 (20 事例以上)

##### ② ビジョン・コンセプト設定

マーケティング戦略分析 (S T P 分析) に基づいたターゲット顧客の設定、ビジョン及びコンセプト検討のためのワークショップを実施すること。

(ア) S T P 分析 (①戦略市場の明確化、②ターゲット設定、③アプローチの方向付け) により、ターゲット顧客を設定する

(イ) ビジョン/コンセプト検討ワークショップを開催する

#### (2) ヘルスツーリズムプログラムの具体像検討

##### ① ニーズの把握・分析

市民及び本事業活動に関わる利害関係者の対面形式による調査 (定性調査) ・整理・分析を実施し、ターゲットとする典型的な顧客像 (ペルソナ) を生成すること。

(ア) 対面ヒアリング (10 名以上)

##### ② 事業 (案) の検討

事業のアイデア抽出のためのワークショップを実施し、事業アイデアの評価・絞り込み及び事業アイデアの試作を実施すること。

(ア) 日奈久地域ワークショップ (30 名以上×3 回以上)

(イ) その他地域ワークショップ (30 名以上×2 回以上)

- ③ 事業（案）の検証
  - (ア) 試作した事業の検証
  - (イ) 顧客の行動プロセス分析（カスタマージャーニー分析）
  - (ウ) 事業採算性の検討
  - (エ) 社会影響・利害関係の分析
  - (オ) 具現化における課題を抽出

### (3) ヘルスツーリズムプログラムの実現に向けた提言

#### ① 事業計画の立案

次年度以降の取組みに向けた事業計画案を作成すること。なお、事業計画の立案にあたっては、下記項目を含め積算根拠を示した上で、実現可能な提案とすること。

##### (ア) 体験型プログラムを取り入れた旅行商品の提案

日奈久地域を核とした八代独自の体験型プログラム旅行商品を40プログラム以上、提案すること。

##### (イ) 体験型プログラムを取り入れたモニターツアーの提案

###### ・令和2年度の提案

旅行会社等招致（国内・国外）、県外・県内の一般向け、地域住民向けのモニターツアーを10プログラム以上、提案すること。なお、提案するプログラムへの参加者の総数は、100名以上を想定すること。

###### ・令和3年度の提案

旅行会社等招致（国内・国外）、県外・県内の一般向け、地域住民向けのモニターツアーを10プログラム以上、提案すること。なお、提案するプログラムへの参加者の総数は、200名以上を想定すること。

##### (ウ) ヘルスツーリズム認証プログラムの提案

ヘルスツーリズム認証取得に向けたプログラムを提案すること。

#### ② 説明会の実施

策定したヘルスツーリズムに関する戦略及び事業計画の内容を報告し、ビジョン・コンセプトや今後の取組みの全体像を説明すること。

## 4 成果物の納品

### ① 業務報告書（A4 版カラー製本2部）及び電子データ媒体1部（USB メモリー）

- ・ 成果品の作成は、作成・取りまとめ方法について事前に協議をすること。
- ・ 日本語で簡潔明瞭に記載するとともに、必要に応じて図表を活用するなど、専門知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすい表現、内容とすること。
- ・ 電子データ媒体の形式は、PDF 及び再利用可能なデータ（AI データ、エクセル等）を電子データ媒体（USB メモリー）に格納し納品すること。
- ・ 電子データには、業務報告書で使用した画像データ（JPEG 等）を含むものとす

る。

②パンフレット（A4 版カラー、コート 90kg）及び電子データ媒体 1 部（USB メモリー）

- ・部数 500 部

- ・内容は、各種プログラム紹介（40 頁程度）、八代地域の各素材紹介（20 頁程度）とする。

- ・電子データ媒体（USB メモリー 2 式）

形式は、PDF 及び再利用可能なデータ（AI データ、エクセル等）を電子データ媒体（USB メモリー）に格納し納品すること。

## 5 成果物等の著作権

本業務の履行により設計・構築した成果物の著作権は、本市に帰属するとともに、二次利用も可とする。ただし、本業務開始前に受託者が所有する著作権及び第三者により提供されるコンテンツ、プログラム等にかかる著作権についてはこの限りでない。

本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、該当著作物の使用に関する費用の支払いを含む一切の手続きを受託者が行うものとする。

## 6 秘密の保持

業務遂行に当たり、知り得た情報を外部に漏らし、また他の目的に利用してはならない。なお、契約期間が終了した後も同様とする。

## 7 個人情報の保護

本業務で個人情報を扱う場合は、個人情報の管理に最善の注意を払うものとする。また、個人情報を改ざん、破損、滅失および漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じるものとする。

## 8 支払方法

履行確認後、受託者の請求により支払う。

## 9 特記事項

契約後、仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議の上対応を決定する。